

国立国会図書館建築委員会議事規則

(昭和三十六年六月二十三日制定)

改正 平成六年十二月十九日

附 則 (平成六年十二月十九日)

この規則は、平成六年十二月十九日から施行する。

第一条 国立国会図書館建築委員会（以下「委員会」という。）の会議は、委員長が、日時及び場所を定めて招集する。

第二条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が議長となる。

第三条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第四条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

第五条 委員会は、国会議員、国立国会図書館の職員その他適当と認める者に会議への出席を求めることができる。

第六条 議事の手続に関する事項でこの規則に規定のないものは、委員長が会議にはかつて定める。

第七条 委員会の庶務は、国立国会図書館総務部で行なう。

附 則

この規則は、昭和三十六年六月二十三日から施行する。